

苫小牧市消防本部告示 第1号

苫小牧市火災予防に関する告示を次のとおり定める。

令和7年4月7日

苫小牧市消防長 小野 勝也

苫小牧市火災予防に関する告示

(趣旨)

第1条 消防法(昭和23年法律第186号。以下「消法」という。)及び苫小牧市火災予防条例(昭和37年条例第18号。以下「条例」という。)の規定により、火災予防上必要があるとして指定する防火対象物、規格、場所、資格、催し及び洞道等について、告示するものとする。

(消防用設備等の検査及び点検を要する防火対象物の指定)

第2条 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「消令」という。)第35条第1項第3号の規定により、消防長が火災予防上必要があると認める防火対象物は、消令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のものとする。

第3条 消令第36条第2項第2号の規定により、消防長が火災予防上必要があると認める防火対象物は、消令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものとする。

(消防用設備等に係る総合操作盤を設ける防火対象物の指定)

第4条 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「消則」という。)第12条第1項第8号ハ(消則第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。)に規定する防火対象物は、次に掲

げるものとする。

- (1) 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上の防火対象物
 - (2) 消法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物のうち、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上のもの
 - (3) 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上の防火対象物
- (必要な知識及び技能を有する者の指定)

第5条 条例第3条第2項第3号(条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第3項、第7条第2項、第8条第2項、第9条、第10条及び第11条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者
 - ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けている者(以下「石油機器技術管理士」という。)
 - イ ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)に基づくボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者(条例第4条第2項、第9条及び第10条において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。)
- (2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者
 - ア 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - イ 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に基づく電気工事士の資格を有する者

2 条例第13条第1項第9号(条例第10条の2第1項及び第3項、第13条第3項、第13条の2第2項、第14条第2項及び第3項、第15条第2項及び第4項、第16条第2項、第17条第2項並びに第18条第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
- (2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
- (3) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家発電設備専門技術者試

験に合格した者（自家用発電設備専門技術者）（条例第14条第2項及び第3項において条例第13条第1項第9号を準用する場合に限る。）

（4）一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（蓄電池設備整備資格者）（条例第15条第2項及び第4項において条例第13条第1項第9号を準用する場合に限る。）

（5）公益社団法人日本サイン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者）（条例第16条第2項において条例第13条第1項第9号を準用する場合に限る。）

3 条例第20条第1項第13号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、石油機器技術管理士又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

（避雷設備の規格の指定）

第6条 条例第18条第1項に規定する避雷設備は、日本産業規格Z9290-3「雷保護-第3部:建築物等への物的損傷及び人命の危険」に適合するものとする。

（喫煙等の行為を禁止する場所の指定）

第7条 条例第25条第1項に規定する喫煙等の行為を禁止する場所は、防火対象物又はその部分で、次に掲げるものとする。

（1）喫煙、裸火の使用又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台（大道具室、小道具室及び奈落を含む。）又は客席。ただし、喫煙にあつては、屋外に設けられた客席を除く。

イ キャバレー、ナイトクラブ若しくはダンスホール（以下「キャバレー等」という。）又は飲食店の舞台部

ウ 旅館、ホテル及び宿泊所の舞台部

エ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積の合計が3,000平方メートル以上のものに限る。）の売場及び通常顧客が出入りする部分（喫煙にあつては、喫煙設備のある場所を除く。）

オ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建築物の内部又は部分（裸火にあつては、日常的に用いられる火を使用する設備及び器具並びに宗教的行事等で用いられるものを除く。）

カ 屋内展示場で公衆の出入りする部分

キ 地下街の売場及び展示部分

(2) 危険物品を持ち込んではない場所

ア 劇場等（前号アに掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分

イ キャバレー等の公衆の出入りする部分

ウ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する延べ面積が300平方メートル以上の建築物に限る。）

(3) 防火対象物の部分を本来の用途以外に使用する場合は、当該部分の適用は使用する用途による。

(防火管理及び防災管理に関する教育担当者の資格の指定)

第8条 条例第50条第1項に規定する防火管理に関する教育担当者の資格は、次に掲げる者とする。

(1) 防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習の課程を修了した者

(2) 前号の講習と同等以上の知識及び技能を有するとして認める講習の課程を修了した者

(3) 消令第3条第1項第1号に該当する者

(4) 消令第4条の2の8第3項に該当する者

2 前項を読み替えて準用する同条第3項に規定する防災管理に関する教育担当者の資格は、次に掲げる者とする。

(1) 防災管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習の課程を修了した者

(2) 前号の講習と同等以上の知識及び技能を有するとして認める講習の課程を修了した者

(3) 消令第4条の2の8第3項に該当する者

(4) 消令第47条第1項に該当する者

(大規模な屋外催しの指定)

第9条 条例第57条の2第1項に規定する消防長が定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 一日当たりの人出予想が10万人以上であるもの

(2) 催しを主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗以上の規模のもの

2 前項に掲げるもののほか、これに準ずる規模を有するものとして消防長が必要

と認めるもの

(消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等の指定)

第10条 条例第61条第1項に規定する指定洞道等は、次に掲げるものとする。

- (1) 洞道その他これらに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）
で、その長さ（洞道と地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が50メートル以上のもの
- (2) 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）
第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する洞道及び地下の工作物
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が特に必要と認める洞道等

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に存する避雷設備又は施行の日の前日までに着工した避雷設備のうち、この告示に適合しない避雷設備について、この告示に関わらず、なお従前の例による。
- 3 昭和61年11月1日苫小牧市消防本部告示第2号を廃止する。
- 4 平成4年7月1日消防本部告示第1号を廃止する。
- 5 平成4年7月1日消防本部告示第2号を廃止する。
- 6 平成9年7月1日苫小牧市消防本部告示第1号を廃止する。
- 7 平成16年6月30日消防本部告示第2号を廃止する。
- 8 平成26年6月23日苫小牧市消防本部告示第1号を廃止する。
- 9 令和3年3月29日苫小牧市消防本部告示第3号を廃止する。
- 10 令和6年5月1日苫小牧市消防本部告示第1号を廃止する。
- 11 令和6年7月17日苫小牧市消防本部告示第2号を廃止する。
- 12 令和6年7月17日苫小牧市消防本部告示第3号を廃止する。